

第三十条第一号中「あて名」の下に（出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）を加え、同条第二号中「署名」の下に（提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び押印又は署名）を加える。

第三十一条の二第一項中「次の各号に掲げる手数料の種類ごとに当該各号に掲げる期間内に手数料を」と、法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項の規定により納付すべき手数料並びに同条第三項の規定により納付すべき手数料のうち、規則<sup>15.1</sup>に規定する国際出願手数料以下国際出願手数料」という。）を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第三十二条中「法第七条第一項第二号」を「法第七条第二号」に改める。

第三十三条中「法第七条第一項第三号」を「法第七条第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十四条の二を削る。

第三十五条第一項中「法第七条第一項又は第二項」を「法第七条」に改め、又は国際出願に係る指定国の一部の指定」を削り、同条第二項中「法第七条第一項第三号」を「法第七条第三号」に改める。

第三十六条第二項中「選択国」とあるのは「条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国（以下「選択国」という。）」に改める。

第三十六条の二中「七万二千円」を「九万七千円」に改める。

第三十八条第二項を次のように改める。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名（国際出願にあつては国際出願である旨）を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。

第四十条中「が記名し、かつ、印を押さ」を「の氏名を表示し」に改める。

第四十条の次に次の二条を加える。

（国際調査機関の見解書）

第四十条の二 特許庁長官は、審査官に、規則43の2.(a)の規定による国際調査機関の書面による見解（以下「国際調査機関の見解書」という。）を国際調査をする際に作成させなければならない。

2 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第三十条(2)(i)から(ii)までのすべてに該当する場合は、国際調査機関の見解書の作成を要しない。

3 審査官は、国際調査に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号のいずれかに該当するときはその旨を、国際調査に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき同項各号のいずれかに該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした見解を、国際調査機関の見解書に記載するものとする。

4 審査官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じた場合において、手数料の追加の納付がないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分について国際調査機関の見解書を作成し、その他の発明に係る部分については国際調査機関の見解書の作成を要しない。

（国際調査機関の見解書の記載事項）  
第四十条の三 国際調査機関の見解書には、次に掲げる事項を記載し、当該見解を作成した審査官の氏名を表示しなければならない。

一 国際出願番号

二 出願人の氏名又は名称

三 国際出願日

四 国際調査機関の見解書を作成した年月日

五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

六 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解

七 前号の見解に関連する技術に関する文献

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 審査官は、法第十条第一項の規定による国際予備審査が請求された場合には、国際調査機関の見解書は、規則<sup>66.2</sup>(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす旨並びに出願人は第五十一条の二第一項に定める期間内に答弁書を提出する機会が与えられる旨及び法第十条の規定による補正書を提出する機会が与えられる旨を、国際調査機関の見解書に記載しなければならない。

第四十一条第一項中「国際調査報告」の下に、及び国際調査機関の見解書」を加える。

第四十二条第五号中「プログラム」の下に「国内出願において先行技術の調査を行うものを除く。」を加える。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（文献の写しの請求の様式）

第四十九条の二 文献の写しの請求は、様式第二十の三又は様式第二十の四によりしなければならない。

第五十条第一項中「二万九千円」を「四万千円」に改め、同条第二項中「第十五条第七号」を第十五条第六号」に、当該特許出願又は実用新案登録出願の審査の結果」を「当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（国際予備審査の請求期限）

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

第五十二条第二号中「あて名」の下に（出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名）を加える。

第五十二条の二中「第十二条の二」を「第十二条」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

3 第一項の書面にする出願人の押印は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の押印とする。